令和7年度 明倫小学校 危機管理マニュアル

1.学校防災計画

(1)基本的な考え方

①目的

校内において発生する災害を未然に防止すると共に、非常災害の発生した場合は、全職員が一致協力して児童の安全保護及び教育施設の保全措置を講じ、非常災害発生時に児童の生命を守り、安全避難を徹底する。

②概要

事前の危機管理《備える》

・管理職 → 安全担当者 → 職員の各分担の確認・・・各種防災避難訓練時
・防災設備の管理、点検 ・・・ 管理職、教職員の各分担箇所
・地域連携 ・・・定例コミュニティ会議における防災の話し合い PTAと連携した校区安全マップの作成
・全校による避難訓練、教職員の研修

発生時の危機管理《命を守る》

・初期対応 ・・・・迅速かつ的確な指示・行動を徹底する
・二次対応 ・・・・すばやい情報収集と、臨機応変な判断(「正常化の偏見」に注意)
・安否の確認 ・・・連絡経路の確認

事後の危機管理《立て直す》

・対策本部の設置 ・・・ 情報収集・伝達、安否確認・避難誘導、安全点検、応急復旧、救護・医療関係、避難所協力など
・児童の保護者への引渡し ・・・ 手順と役割の明確化
場所決定 → 児童・保護者への連絡 → 誘導 → チェック → 引渡し確認 →(市教委への連絡)
・防災担当部局との連携による避難所経営(協力)
・児童の心のケア

〈関係機関連絡〉

所轄警察署・枚方警察署 072−845−1234
所轄消防署・枚方寝屋川消防本部 072−852−9933
教育委員会 教職員課 050−7105−8040 教育指導課 050−7105−8052
児童生徒課 050-7105-8048 支援教育課 050−7105−8025
学校支援課 050−7105−8043 教育政策課 050−7105−8018
新しい学校推進課 050−7105−8020 施設整備課 050−7105−3180

③組織

総指揮	学校長
通報連絡	首席 ・ 教務
避難誘導	学級担任・支援担任(各階で見回り・誘導を分担)
重要物品搬出・引き渡し名簿	教頭 ・ 事務
救護	養護教諭 ・ 校務員
消火	担外(専科等)

④避難訓練

・地震(5月) ※地震時避難誘導計画後掲
二次的に発生する破壊・倒壊に備え、臨機に対応して安全な場所に児童を誘導する。正しい情報をつかみ、事後の行動に移る。

・緊急時避難誘導訓練(11月) ※緊急時避難誘導計画後掲
不審者侵入等に備え、臨機に対応して安全な場所に児童を誘導できるよう教職員で訓練する。

・風水害（6月）
台風予報を捉え、来襲までに児童をすみやかに下校する訓練をする。
※令和7年度については、大震災避難訓練にて児童の引き渡し訓練を実施する。令和8年度は風水害避難訓練にて児童の引き渡し訓練を実施する。なお、時期は土曜授業とする
・火災（1月）
発生状況により、臨機に避難通路を設定し、児童を誘導する。集合場所及びその後の処置は、その都度決定指揮する。
⑤訓練に当たっての留意事項
・集合場所は運動場鉄棒前・ふれあい広場に北向きに集合。直ちに人員点呼し学校長に報告。
・身体の不自由な児童の在籍する学級においては、常に配慮しておくこと。
・児童の集合にかかわって異常のないときは組織分担の任務につく。
⑥家庭との連携
・避難訓練・避難場所・集団下校を知らせ、災害発生時の協力を得る。
・家庭や地域への連絡体制を生活指導委員の協力により確立しておくこと。
・緊急に集団下校させる場合、保護者の協力を得て下校させ、学校で保護する必要のある児童は適切に対応する。

2．災害時配備体制（休日・夜間時）

配備区分	配備時期 体制		教職員配置と対応
1号配備 2号配備 （警戒体制）	災害発生のおそれまたは小規模の災害が発生したとき	枚方市域で 震度5（弱） 指示により避難所設置 （避難所派遣職員2名） 1号 10% 2号 25% 学校時間外 2名	<教職員>校長・教頭・首席（避難所派遣職員） <対応> ① 施設設備の被害の確認と報告 教頭→校長→枚方市役所（施設整備室） ↑↓ （避難所派遣職員） ② 授業の有無決定と市教委・児童保護者へ報告
3号配備 （特別警戒体制）	中規模の被害の発生又はそのおそれのある場合	枚方市域で 震度5（強） 指示により避難所設置 （避難所派遣職員2名） 学校園 50%（10人）	<教職員>校長・教頭・首席（避難所派遣職員） 教務・生徒指導主担者・副主査、学年主任 <対応> ① 施設設備の確認と報告 教頭→校長→枚方市役所（施設整備室） ↑↓ （避難所派遣職員） ② 状況により児童の安否確認・授業有無の決定 （担任→）教務→教頭→市教委 （教育支援室・教育指導課）
4号配備 （非常体制）	大規模の被害の発生又はそのおそれがある場合	枚方市域で 震度6（弱） 以上 避難所自動設置 （避難所派遣職員2名） 全職員	**<教職員>全教職員が配置** <原則>学校に出勤 <出勤できない場合> ・途中の情報を持って最寄りの機関・学校等へ仮配備し、学校長に報告・指示を受ける <対応> ① 教職員の安否被害確認 連絡網→校長→市教委（児童生徒課） ② 児童の安否確認・授業有無の決定 担任→学年主任→校長（教頭）→市教委 （児童生徒課・教育指導課） ② 施設設備の被害確認と報告 各室管理者→教頭→校長→枚方市役所 ↑↓ (施設整備課) 避難所派遣職員

3.教職員の緊急連絡体制（休日・夜間時）

職員連絡網・職員用まなびポケットを活用する。

〇連絡方法について

・連絡がとれない場合は、次の人に連絡をして、各列の先頭にその人物を報告する。
・最後の人は各列の先頭に、連絡が来たことを報告する。各列の先頭は副本部長に、副本部長は本部長に連絡する。職員にメール配信をする。

<通信手段を失った場合>

①公衆電話 ②災害時伝言ダイヤル171

4.児童の安否確認・連絡体制（休日・夜間時）

<地震発生の場合>

震度	安否確認	連絡手段
震度4以下	×行わない	×
震度5弱	△被害状況により校長判断	連絡手段順位 ①電話連絡 ②家庭訪問 ③避難所訪問
震度5強以上	〇全員行う	

<安否確認時の内容>

〇児童及び家族の安否・けがの有無
〇被災状況（児童生徒等の様子・困っていることや不足している物資等）
〇居場所・今後の連絡先・連絡方法　等

5.施設設備等の安全管理

（1）施設設備等の安全点検

①定期の安全点検
・施設管理責任者（火元責任者）一覧による毎月（毎学期）の安全点検と併せて、防災点検を毎年6月、12月に実施する。

②臨時の安全点検
・児童会行事・運動会等の学校行事の前後、暴風雨・地震・近隣での火災等の災害時に必要に応じて実施する。
・安全性に関する新たな知見が示された際など、教育委員会施設担当課の指示に従い実施する。

③ 日常の安全点検
・毎授業日ごとに児童等が最も多く活動を行うと思われる箇所について点検を実施する。
・施設を日常的に使用する者として日々活動する中で施設設備の不具合を見つけ危険箇所の把握に努める。

④ 避難経路・避難場所・通学路危険箇所の点検
・校内避難経路の点検
定期の防災点検日6月・12月に併せて、点検を実施する。
・校外避難場所、避難経路、通学路危険箇所の点検
定期に行われる通学路点検 4月に併せて実施する。

⑤ その他（学校施設設備の状況整理）
・校舎図・電気配線図、水道配管図、電話配線図等の整理（担当：事務職員）

（2）安全対策の実施

・施設設備の安全点検後の対策については、ロッカー、棚などの固定、書棚等の上に重量物を置かない、薬品の容器等の飛び出し防止対策等、学校で可能な対策についてはすみやかに実施する。

（3）非常持ち出し品・備蓄品の点検

・別表（参考資料3：非常持ち出し品・備蓄物品管理表）に基づき、毎年 6月に点検を実施する。

6．災害時別対応行動

地震発生時の対応

（1）在校中の対応

教職員の対応

児童等への対応・留意点

地震発生！

児童等の安全確保

揺れがおさまる

- ・頭部を保護
- ・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示
- ・出口の確保（窓・出入り口の開放など）
- ・火災など二次災害の防止

- ・机の下にもぐるなど姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する

二次災害注意！

避難場所決定と指示

- ・安全が確認できるまでその場を動かないように指示
- ・津波・土砂災害等の危険地域の学校は、情報を収集し素早く対応
- ・避難経路・避難場所の安全確認

全校避難の指示

- ・津波の危険地域の学校は、高台や校舎の最上階へ
- ・その他は、運動場へ

各学校等の立地条件や耐震性により避難場所を設定しておく

避 難 誘 導

- ・「**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**も**どらない」を徹底
- ・配慮を要する児童等への対応
- ・トイレ、教室、体育館等に児童等が残っていないか確認
- ・人員を確認、安全な位置に誘導し、落ち着かせる
- ・津波警報等により、二次避難場所への移動も考える

津波発生の危険

- ・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
- ・出席簿や引き渡し名簿の携帯（児童等の確認）

避難後の対応

保護者への連絡

- ・人員点呼と安否の確認
- ・負傷者の確認と応急手当
- ・関係機関への連絡

学校等災害対策本部の設置・対応

保護者への引き渡し

- ・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
- ・引き渡し名簿を準備

事前に開放禁止区域を決め、教職員で共通理解しておく

- ・避難者の受け入れ・誘導
- ・救命措置
- ・避難者への情報伝達
- ・教育委員会、対策本部との連絡

- ・保護者とともに帰宅
- ・災害の状況により学校への待機を継続する

避難所運営支援・教育再開

(2) 休憩中の対応

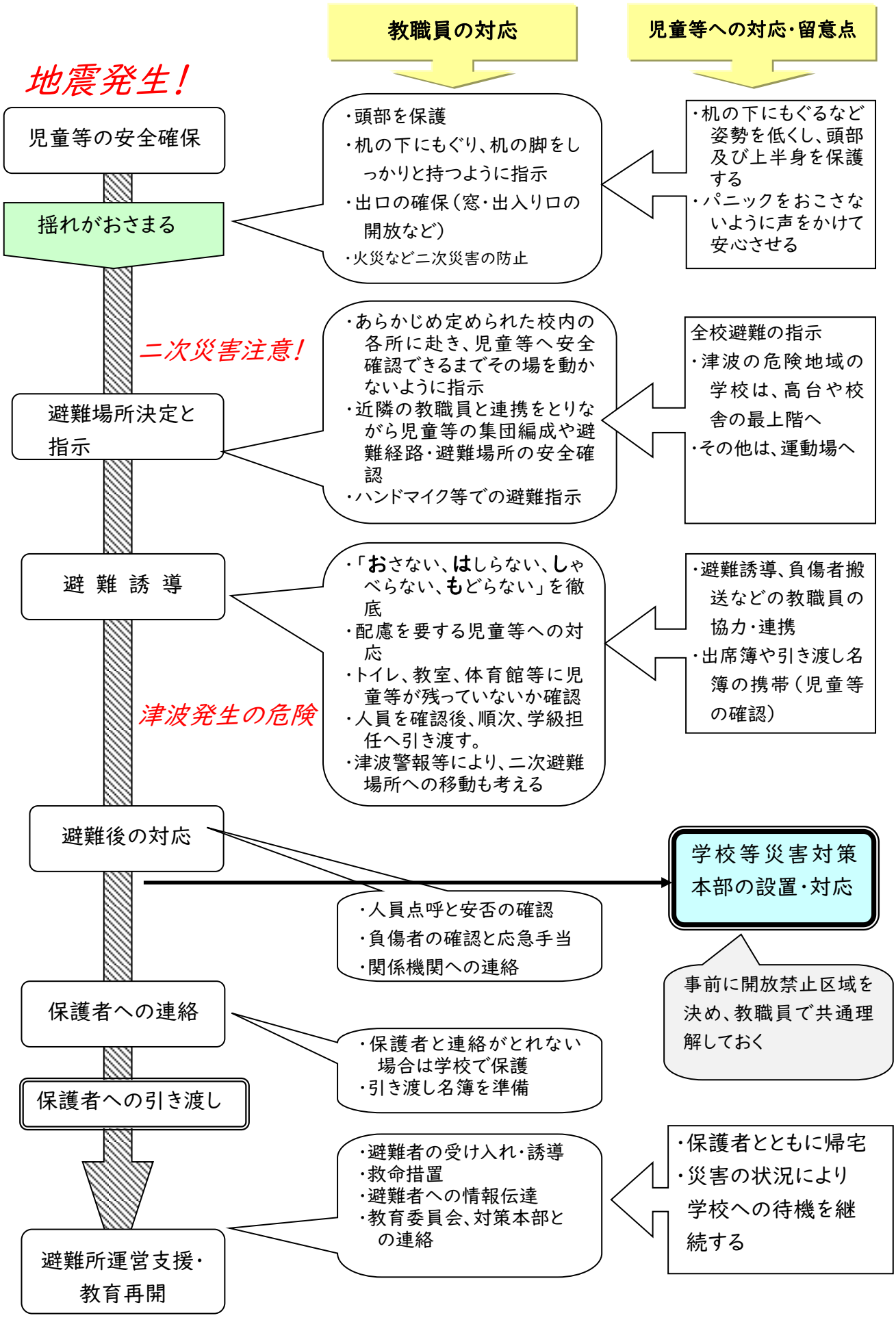
教職員の対応
児童等への対応・留意点
地震発生！
児童等の安全確保
揺れがおさまる
・頭部を保護
・机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つように指示
・出口の確保（窓・出入り口の開放など）
・火災など二次災害の防止
・机の下にもぐるなど姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
・パニックをおこさないように声をかけて安心させる
二次災害注意！
避難場所決定と指示
・あらかじめ定められた校内の各所に赴き、児童等へ安全確認できるまでその場を動かないように指示
・近隣の教職員と連携をとりながら児童等の集団編成や避難経路・避難場所の安全確認
・ハンドマイク等での避難指示
全校避難の指示
・津波の危険地域の学校は、高台や校舎の最上階へ
・その他は、運動場へ
避 難 誘 導
・「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を徹底
・配慮を要する児童等への対応
・トイレ、教室、体育館等に児童等が残っていないか確認
・人員を確認後、順次、学級担任へ引き渡す。
・津波警報等により、二次避難場所への移動も考える
・避難誘導、負傷者搬送などの教職員の協力・連携
・出席簿や引き渡し名簿の携帯（児童等の確認）
津波発生の危険
避難後の対応
学校等災害対策本部の設置・対応
・人員点呼と安否の確認
・負傷者の確認と応急手当
・関係機関への連絡
事前に開放禁止区域を決め、教職員で共通理解しておく
保護者への連絡
・保護者と連絡がとれない場合は学校で保護
・引き渡し名簿を準備
保護者への引き渡し
避難所運営支援・教育再開
・避難者の受け入れ・誘導
・救命措置
・避難者への情報伝達
・教育委員会、対策本部との連絡
・保護者とともに帰宅
・災害の状況により学校への待機を継続する

(3) 登下校中の対応

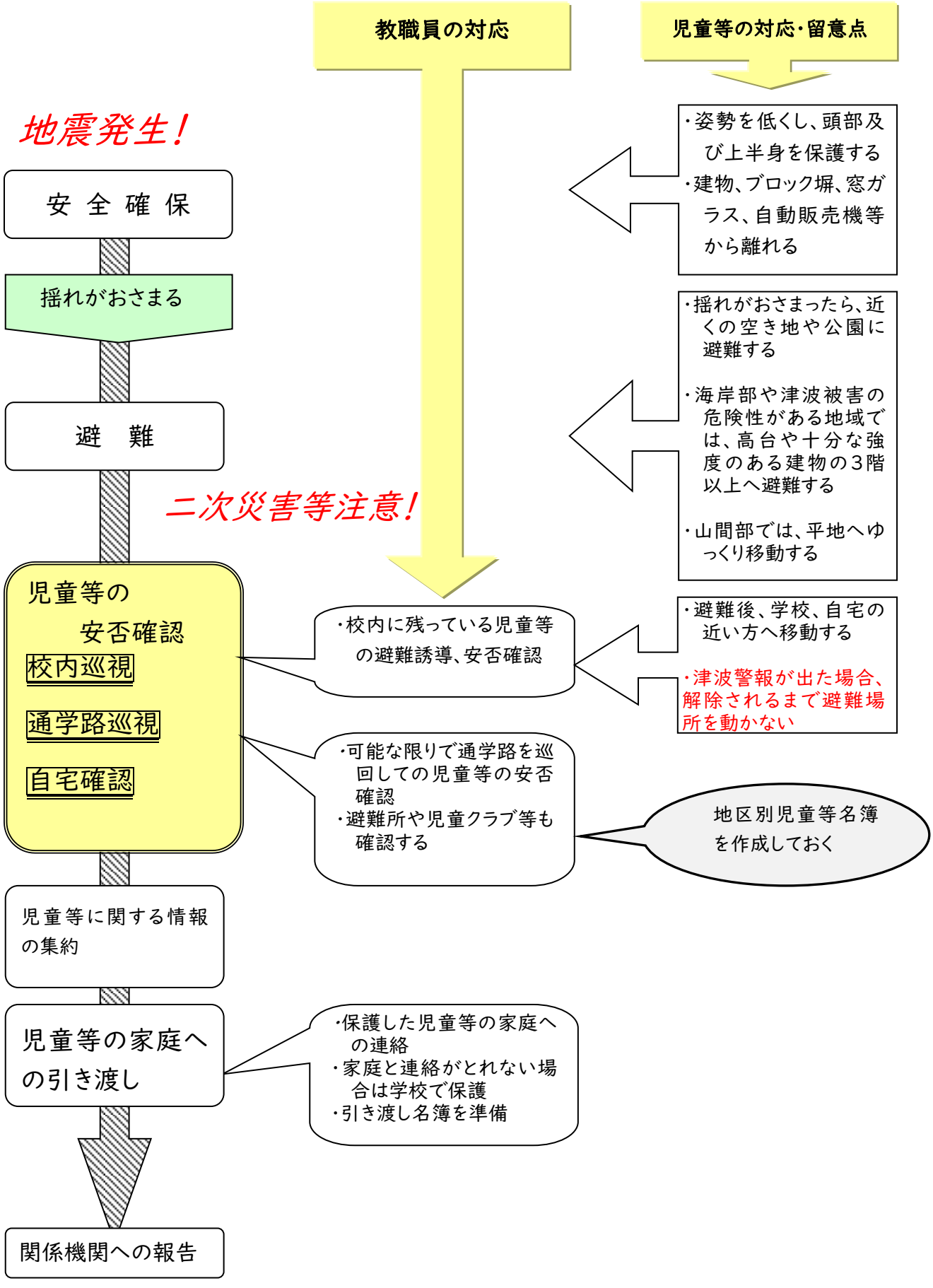
教職員の対応
児童等の対応・留意点
地震発生！
安 全 確 保
揺れがおさまる
避　難
二次災害等注意！
児童等の
安否確認
校内巡視
通学路巡視
自宅確認
児童等に関する情報の集約
児童等の家庭への引き渡し
関係機関への報告
・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
・建物、ブロック塀、窓ガラス、自動販売機等から離れる
・揺れがおさまったら、近くの空き地や公園に避難する
・海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の３階以上へ避難する
・山間部では、平地へゆっくり移動する
・校内に残っている児童等の避難誘導、安否確認
・避難後、学校、自宅の近い方へ移動する
・津波警報が出た場合、解除されるまで避難場所を動かない
・可能な限りで通学路を巡回しての児童等の安否確認
・避難所や児童クラブ等も確認する
地区別児童等名簿を作成しておく
・保護した児童等の家庭への連絡
・家庭と連絡がとれない場合は学校で保護
・引き渡し名簿を準備

（4）校外での活動時の対応

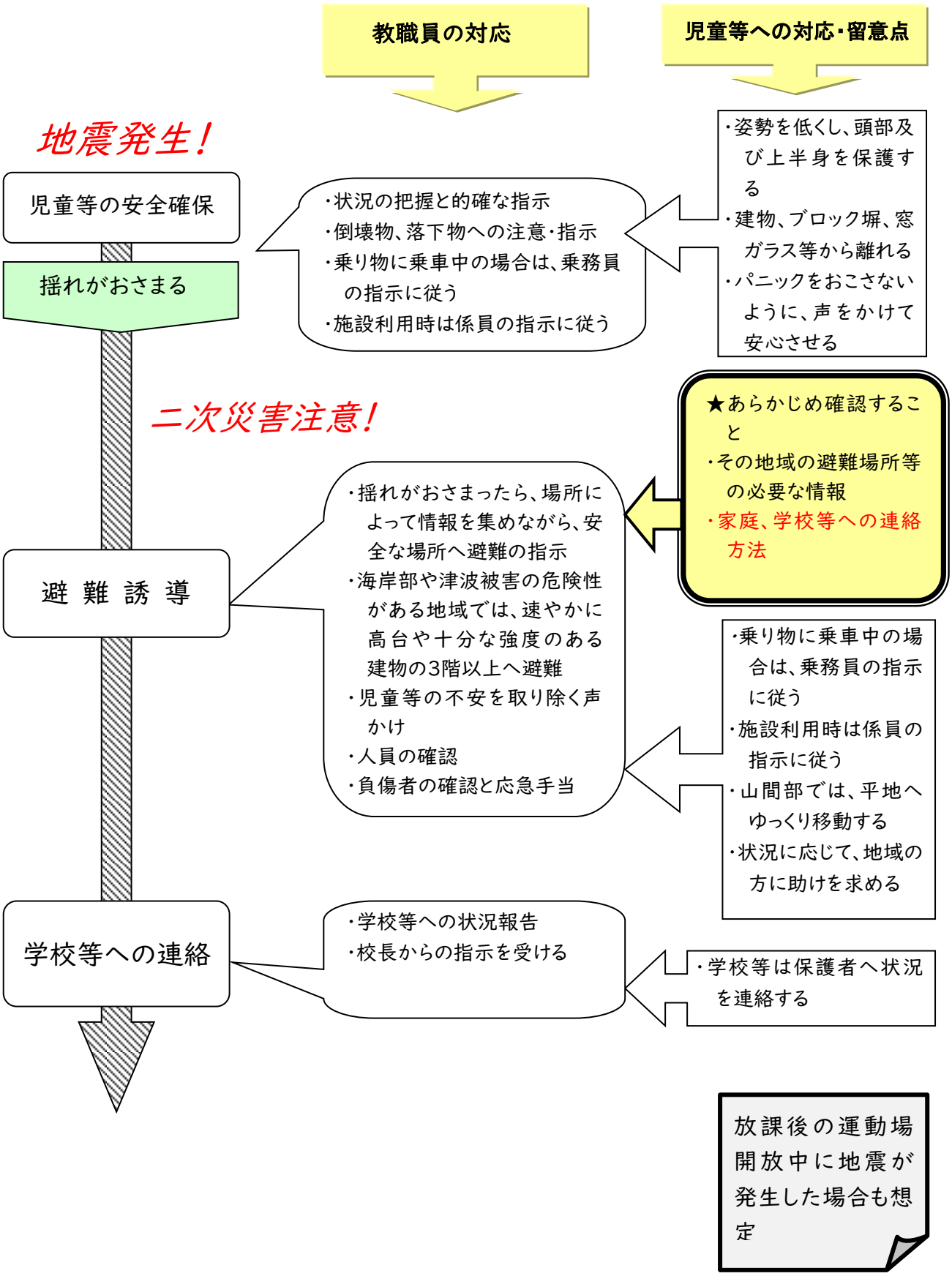

(5) 休日・夜間の対応

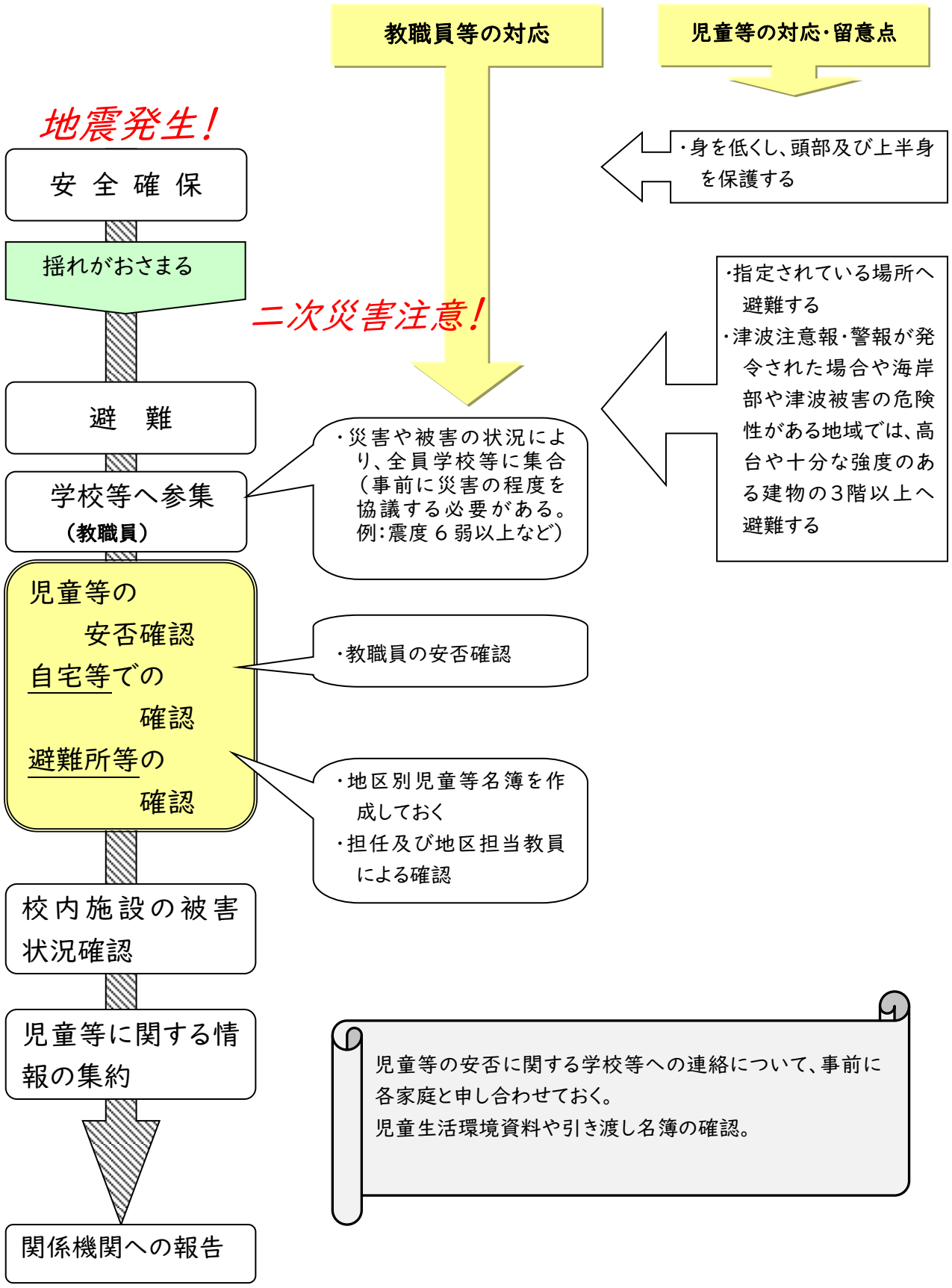
教職員等の対応
児童等の対応・留意点
地震発生！
安 全 確 保
揺れがおさまる
・身を低くし、頭部及び上半身を保護する
二次災害注意！
避　難
・指定されている場所へ避難する
・津波注意報・警報が発令された場合や海岸部や津波被害の危険性がある地域では、高台や十分な強度のある建物の３階以上へ避難する
学校等へ参集
（教職員）
・災害や被害の状況により、全員学校等に集合（事前に災害の程度を協議する必要がある。例：震度６弱以上など）
児童等の安否確認
自宅等での確認
避難所等の確認
・教職員の安否確認
・地区別児童等名簿を作成しておく
・担任及び地区担当教員による確認
校内施設の被害状況確認
児童等に関する情報の集約
児童等の安否に関する学校等への連絡について、事前に各家庭と申し合わせておく。
児童生活環境資料や引き渡し名簿の確認。
関係機関への報告

7.学校災害対策本部編成表

校長不在の場合の本部長代行 ①教頭 ②首席

分担	担当者名	役割	準備物
対策本部 本部設置場所 <火災の場合> 校長室 <地震の場合> 校長室 <津波の場合> 3階支援5	本部長 校長 副本部長 教頭 首席 班長 教務主任 学年主任 ※校長不在の場合の本部長代行を２名以上決めておく ※記録や情報収集など詳細な分担も決めておく	・各班との連絡調整 ・非常持出し品の搬出 ・校内の被災状況把握 ・記録日誌、報告書の作成 ・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・教育委員会，市町村，PTA等との連絡調整，報告 ・消防署等への通報，報道機関等との連絡，対応・情報収集	緊急マニュアル・ 学校敷地図 ハンドマイク・懐中電灯 緊急活動の日誌 携帯電話 トランシーバー マスターキー

分担（班）	担当者名	役割	準備物
安全点検 **消火班**	班長 3-1 副班長 1－1 1－2 2－1 2－2 3-2	・初期消火，安全点検 ・避難，救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告	消化器・ヘルメット 道具セット 手袋・被害調査票
応急復旧班	4－1 4－2 5－1 5-2 6－1 6－2	・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達，管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認	被害調査票 ヘルメット 構内図 ロープ
安否確認 **避難誘導班**	班長 教務主任 副班長 事務1 担任 （授業担当者）	・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し，本部に報告 ・安全な避難経路を使っての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等，教職員を本部に報告	引き渡し名簿 行方不明者の記入用紙
保護者連絡班	担任 （学年主任）	・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認	引き渡し名簿 集合場所配置図
救急医療班	班長 養護教諭 副班長 支援担 非常勤講師	・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡	応急手当等の備品 AED・担架・水 健康カード 安全靴・マスク
救護班	専科指導 校務員	・負傷者の救出，救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報	
避難所支援班	班長 安全生活担当 副班長 事務	・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し，学校が避難所となったときの避難所運営支援	バリケード・ ロープ・校内配置図 避難者への指示看板

8.災害発生時における被害報告及び緊急連絡先

（1）教育委員会への報告

・報告は、被害状況を速やかに府教委担当課へ電話連絡するとともに、定められた様式をFAXで提出する。
・電話、FAXが利用できない場合は、緊急電話または、メール等で報告する。

報告内容	担当課	② 属電話番号 ②FAX	災害時等緊急電話番号（PHS）
教職員の人身被害	学校教育部 教職員課	TEL 050-7105-8040 FAX 072-851-2172	災害時等緊急電話を設置しているので、番号を確認のこと。
児童生徒の人身被害	総合教育部 新しい学校推進課	TEL 050-7105-8020 FAX 072-851-1711	
臨時休業等措置状況	学校教育部 教育指導課	TEL 050-7105-8052 FAX 072-851-9335	
施設に関する被害	都市整備部 施設整備課	TEL 050-7105-3180 FAX 072-841-4607	
学校給食物資	総合教育部 おいしい給食課	TEL 050-7105-8030 FAX 072-851-1744	
応急救護、保健衛生対策、教科書等の被害	学校支援課	TEL 050-7105-8043 FAX 072-851-2187	
児童生徒への対応 （心のケア等）	児童生徒課	TEL 050-7105-8048 FAX 072-851-2172	

（2）関係機関連絡先

連絡先	電話番号	FAX
枚方市役所危機管理政策課	072−841−1147	
枚方寝屋川消防組合枚方消防署	072−852−9933	
枚方消防署渚出張所	072−852−9829	
枚方上下水道局	072−848−5518	
大阪ガス・ガス漏れ通報専用	0120−5−19424	
関西電力枚方営業所	072−841−1131	
枚方休日急病診療所	072−848−1777	
枚方市立休日歯科急病診療所	072−848−0841	
市立ひらかた病院	072−847−2821	

9.児童の保護者への引き渡し

(1)引き渡し基準

地震 ※学校を含む地域の震度が基準	**震度 6 弱以上**	**保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。**
津波	**津波警報** **大津波警報**	**解除されるまで下校させない。** **保護者への引き渡しも行わない**
風水害	**洪水警報** **大雨警報**	**保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。** **※途中で警報が解除されても引き渡しとする。**
その他 (二次災害)	河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険	引き渡し、下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、児童を学校に待機させる。

(2)引き渡し方法

○ 引き渡しの原則

震度 6 弱以上	保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。
洪水警報	保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。

○ 引き渡し手順

① 引き渡し場所の決定 (管理職・安全部)
② 引き渡し名簿の準備・児童を待機場所(運動場や教室等)へ (担任等)
③ 保護者対応 ・保護者誘導・引き渡し説明 (担任・支援担・担外)
④ 引き渡し名簿との照合 (担任)
・引き渡し(連絡先の確認・名簿へのチェック)
・今後の連絡等
⑤ 引き渡した児童の集約と教育委員会への報告 (管理職)
⑥ 残った児童の保護 (担任・支援担・担外)

１０．避難所運営支援体制

（１）避難所運営支援の流れ　　**校区コミュニティと協議**

○避難所の開設（解錠）

<休日・夜間の場合>

①　校長 ②教頭 ③避難所派遣職員 ④自治会長

<平日の場合>

①安全生活主担者 ②避難所派遣職員

○避難所開設の報告

校長→教育委員会（連絡先：教育政策課 050-7105-8018）

○（避難所指定されている場合）○枚方市災害対策本部（連絡先：枚方市役所 072-841-1221）

避難所運営担当者（市民安全部市民室）（連絡先：072-841-1309）

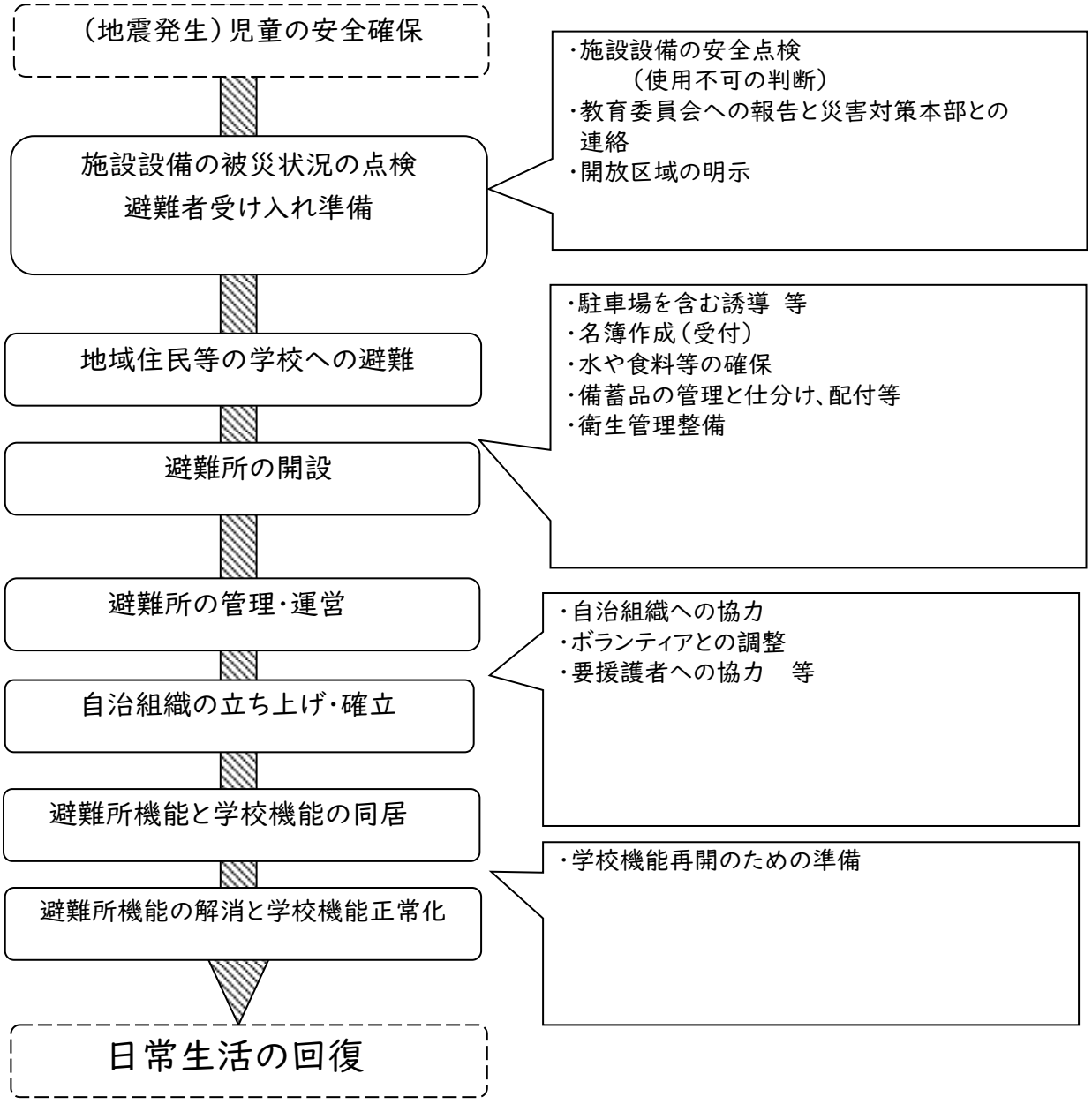

（2）避難所運営支援をする場合の役割分担　　**校区コミュニティと協議**

班名	担当者名	役割
総括班	班長 安全生活主担者 副班長〇〇	各班の取りまとめ、避難所記録、地域との連携連絡、避難所内外の情報収集と発信、
安全点検・巡視班	〇〇 〇〇	施設設備の点検、立入禁止区域の設定、避難者誘導・交通整理、防火防犯警備
避難者管理班	〇〇 〇〇	避難者受付（避難者名簿管理等）、問い合わせ対応 郵便物・宅配物の取り次ぎ
食料物資班	〇〇 〇〇	食料、物資の調達、受入、管理 配給
保健・衛生班	〇〇 〇〇	衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ 掃除、医療介護
ボランティア班	〇〇 〇〇	ボランティアの受入・管理

（3）学校が避難所になった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域

校区コミュニティと協議

収容場所	収容人数	立ち入り禁止場所	理由
体育館	100人	校長室	学校運営
支援5・6（3階）	30人	職員室	学校運営
ICT教室（2階）	40人	放送室	放送機材
		理科室	薬品等
		家庭科室	炊き出しに使用
		2 階以上教室	授業再開用確保
		保健室	薬等・けがの手当て
		支援 3.4	災害対策本部室

＜参考資料＞ 非常持ち出し品・備蓄物品管理表

〇非常持ち出し品（発災後、すぐに避難場所へ持ち出す物品）

品名	持ち出し責任者
持ち出し品一式 防災マニュアル、教職員、引き渡し名簿、 携帯電話、ハンドマイク、ホイッスル、乾電池	①教頭 ②教務主任 ③事務職員
救急用品一式	① 養護教諭 ② 事務職員
引き渡し名簿	クラス担任

○備蓄物品管理表

※校内にある備蓄品及び必要物品を一覧にし、まとめておきましょう。自主防災会の備蓄倉庫については、自主防災会で管理。

	備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
救急・救助用品	救急用品一式	1	保健室		養護教諭	
	AED	1	保健室		養護教諭	
	担架	2	保健室1 職員玄関1		養護教諭	
	車いす	1	保健室		養護教諭	
	毛布	1	保健室		養護教諭	
	ハンマー	2	校務員室		校務員	
	のこぎり	1	校務員室		校務員	
	バール	2	校務員室1 農具倉庫1		校務員	
通信用備品等	携帯電話	4	職員室		事務職員	
	乾電池	多数	職員室		事務職員	
誘導用備品等	拡声器	1	職員室		事務職員	
	軍手	多数	職員室		事務職員	
	ロープ	多数	職員室		事務職員	

11.避難について

地　震	学校長は指示を担任に与える。 各担任は児童を落ち着かせ冷静に指示を与える。
火　災	発生状況により臨機応変に避難通路を設定し、児童を誘導する。 集合場所、その後の処置はその都度決定し、指示する。
風水害	各種警報を把握し、状況に応じて、保護者に引き渡しをする。

(1)地震時避難誘導計画

〈児童の避難行動〉

授業中の対応

A:教室の場合

「地震です。机の下にもぐりましょう。」　①できるだけ机の脚を握らせる

②電灯のスイッチを切る

③落下物や滑る器物のない位置で児童を見守る。

(余震がおさまるのを待つ。)　④本部よりの指示(放送または口頭)を待つ。

「机の下からでて並びましょう。」

⑤負傷者の有無を確かめる。
⑥荷物は持たず、上履きのままで避難させる。余震、避難経路上の混乱もあるのでゆっくりと落下物や倒壊物に注意して避難する。避難経路は安全を第一条件にして誘導する。
⑦教師は引き渡し名簿を持ち出す。
⑧避難にあたっては低学年を優先する。
⑨後尾の学級担任はトイレの確認後、残留児童のいないことを確認しながら避難する。

B：体育館にいた場合

①ガラスから遠ざかり、落下物の危険のないところにうずくまる。

C：廊下・階段にいた場合

①一番近い教室の机の下または机の近くに身を隠し、机の脚を握る。
②時間がないときは、その場にうずくまり腕や近くにあるもので頭を守る。
③教師は近くにいる児童に指示を与え、先生の指示に従うよう指導する。

D：便所にいた場合

①男女共、便所では個室ドアを開ける。
②窓から離れてうずくまる
③近くにいる先生の指示に従う。

E：運動場・中庭
校舎外の通路にいた場合

①素早く建物から離れてうずくまる。
②樹木のそばや倒れるもののない所でうずくまる。

登下校中の対応

①落下物や倒れやすい物から離れて、鞄等を頭に載せてうずくまる。
②落ちやすい物、倒れやすい物を具体的に認識させておく。（ブロック塀・看板・屋根瓦・ガラス等）
③揺れがおさまったら、落下物に注意しながら安全な道を選んで家に帰る。（学校の方が近い場合には学校に来る。）

〈対策〉

・地震発生直後は、教職員及び児童は、自らの身の安全を守ることを第一とする。
・防火管理者は、混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる全教職員及び児童に知らせる。
・児童が室内にいる時は、担任の指揮により、机下に伏せ、静まってから冷静に屋外に避難する。（飛び出し、階段の飛び降りをしない）
・屋外にいる時は、行動中止。姿勢を低くし、建物から離れる。（運動場の中央に集合）
・室内に火気がある時（理科室・家庭科室・ストーブ使用中）はまず消火し、各教室の電灯のスイッチを切る。
・避難開始は、防災機関の避難命令又は防火管理者の命令により行う。
・火元責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について可能な限り点検を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は可能な範囲で応急措置を行う。
・各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。
・地震発生後の自衛消防活動
・情報収集・伝達

通報連絡係は、次のことを行う。

（ア）テレビ、インターネット等により情報の収集を行う。

（イ）混乱防止を図るため、必要な情報は教職員・児童等に知らせる。

・警戒巡視

消火係は、次のことを行う。

（ア）火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

（イ）落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

（ウ）建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

・避難誘導

避難誘導係は、児童等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

（ア）児童等を落ち着かせ、原則、自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

（イ）児童等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う

（2） 火災時避難誘導計画

〈児童の避難行動〉

校舎内

①どこが出火場所か放送を注意して聞かせる。

②出火場所から遠ざかる経路で、避難させる。

③煙を吸わないようにハンカチなどで、口を押さえ、腰を低くして避難させる。

④避難する時は、「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」に注意する。

⑤後尾の学級担任は残留児童のいないことを確認しながら避難する。

⑥教師は、教室やオープンのドアを閉める。

⑦上靴のままで避難させる。

⑧校舎外に出たら、ふれあい広場を通り、運動場に避難する。

⑨教師は、引き渡し名簿を持ち出す。

運動場

① 校舎から離れた所で、各学年整列して待機する。

② 煙を吸わないように、袖などで口をふさぐ。

〈対策〉

①どこから出火するか、いつ出火するかによって実際の避難経路や避難の仕方も変わるが、どのような場合にも、安全に避難できるように次のような対策をとる。

②基本的な心得を児童のものにするよう指導する。

・先生の指示をよく聞いて、その指示に必ず従う。

・絶対に大声を出さない。（しゃべらない）

・廊下を走らない。早足で歩き、人を押さない。

・口にハンカチを当て、頭を低くして煙に巻かれないようにする。

・教室から出る時は、窓を閉め、電灯を消し、校舎外にきちんと並んで出る。

・校舎外に出たら、小走りで避難する。

・原則として、一番近い避難口から出る。

・担任は児童の人員を確認する。引き渡し名簿を携帯して児童を誘導し、避難集合後に点呼を取る。

(3) 台風(風水害)時避難誘導計画

在校時

〈児童の避難行動〉

・児童は速やかに下校の用意をして、教室で待機する。
・1番下の弟か妹のいるクラスに移動する。
・学級担任は、引き渡し名簿を確認しながら、教室入り口等にて保護者に児童を引き渡す。
・人数が少なくなり次第、1年生オープンスペースか大鏡前等に移動し、そこで引き渡しをする。
保護者には場所が移動したことをまなびポケット等で伝える。
・留守家庭児童会に在室している児童については以下の通り。
留守家庭児童会が開室されている場合は留守家庭児童会の指示に従う。
留守家庭児童会が開室されていない場合は、当該児童は、学校待機とし、保護者に引き渡す。

※在校中に特別警報が発表された場合は、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。

在宅時

〈児童の対応〉

①午前7時現在 **枚方市に、**

●「特別警報」発令中 ⇒ **臨時休校**
●「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報」発令中 ⇒ **自宅待機(登校しない)**

②午前9時現在 **枚方市に、**

●「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報」発令中 ⇒ **自宅待機**
○「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報」解 除 ⇒ **2時間目(9:35)から授業**
※9時15分に各集団登校班の集合場所に集まり、集団登校します。学校給食はありますので、下校は通常通りです。

③午前10時現在 **枚方市に、**

●「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報」発令中 ⇒ **臨時休業**
○「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報」解 除 ⇒ **3時間目(10:40)から授業**
※10時15分に各集団登校班の集合場所に集まり、集団登校します。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。

枚方市に土砂災害警戒情報、または、校区内に避難指示が発表・発令された場合
気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、学校を通じてお知らせいたします。

④児童在校中に「特別警報」が発令された場合、

●原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

「暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雨警報」が発令された場合、

●全児童学校待機となり保護者引き渡しでの下校とします。

(4)その他

Ⅰ.集合の場所

・火災の場合 集合の並び方 → 運動場 所定の場所に学年ごとに ※つくし保育園避難場所
・地震の場合 集合の並び方 → 運動場 所定の場所に学年ごとに (毎年11月頃、訓練で来校)
・台風接近の場合 各教室

Ⅱ.避難の経路

・最も近い階段を利用する。(非常口も含む)・・・各教室の掲示を確認

Ⅲ.防災訓練

5月-------- 地震 6月-------- 風水害 1月-------- 火災

Ⅳ.校内安全点検

・各月1回、実施する。(危険物、危険個所の点検)

Ⅴ.その他

・校長が欠けた(不在の)場合・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
・校長、教頭が欠けた(不在の)場合・・・・・・・・・・・・首席
・校長、教頭、首席が欠けた(不在の)場合・・・安全・生活指導部の主担者
・不審者対応については別にマニュアルを示す。(項目12)
・つくし保育園の避難場所になる。

（5）非常変災時等における措置及び自然災害等による被害状況の報告について
① 気象状況等によって、災害の発生が予想される場合には、台風情報等気象情報を常に確認する。
② 交通機関のストライキ等が予想される場合には、報道に注意し、運行状況の把握に努める。
③ 非常変災時の状況（気象警報発表時等）や交通機関の運行状況（ストライキ等）に応じて、やむを得ないと判断する場合は適切な措置を講じるとともに、措置状況【別紙様式1】を教育委員会に報告する。

a.前日に措置を講じた場合は、その日の午後3時までに報告する。
b.当日に措置を講じた場合は、その日の午前9時までに報告する。
c.報告先及び報告方法 児童生徒課にFAX（072-851-2172）または電子媒体による報告

（6）自然災害等（震度5弱以上の地震、土砂災害、洪水等）発生時は、適切な措置を講じるとともに、被害状況【別紙様式2】を教育委員会に報告する。
a.自然災害等によるはじめの被害発生から24時間以内
b.報告先及び報告方法 支援教育課にFAX（072-851-9335）または電子媒体による報告

（7）特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発表された時の措置について
P.136参照

（8）地震発生時における措置について
・枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとる。
① 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。
② 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。

（9）家庭への連絡は、まなびポケット等を活用すること。

（10）やむを得ず臨時休業の措置をとった場合は、年間指導計画に基づき、適切な補充の方途を講じる。

【非常災害時の配備体制】Yドライブ―教職員課―学校園用事務手引き―10 非常災害時の配備体制

（11）避難誘導経路

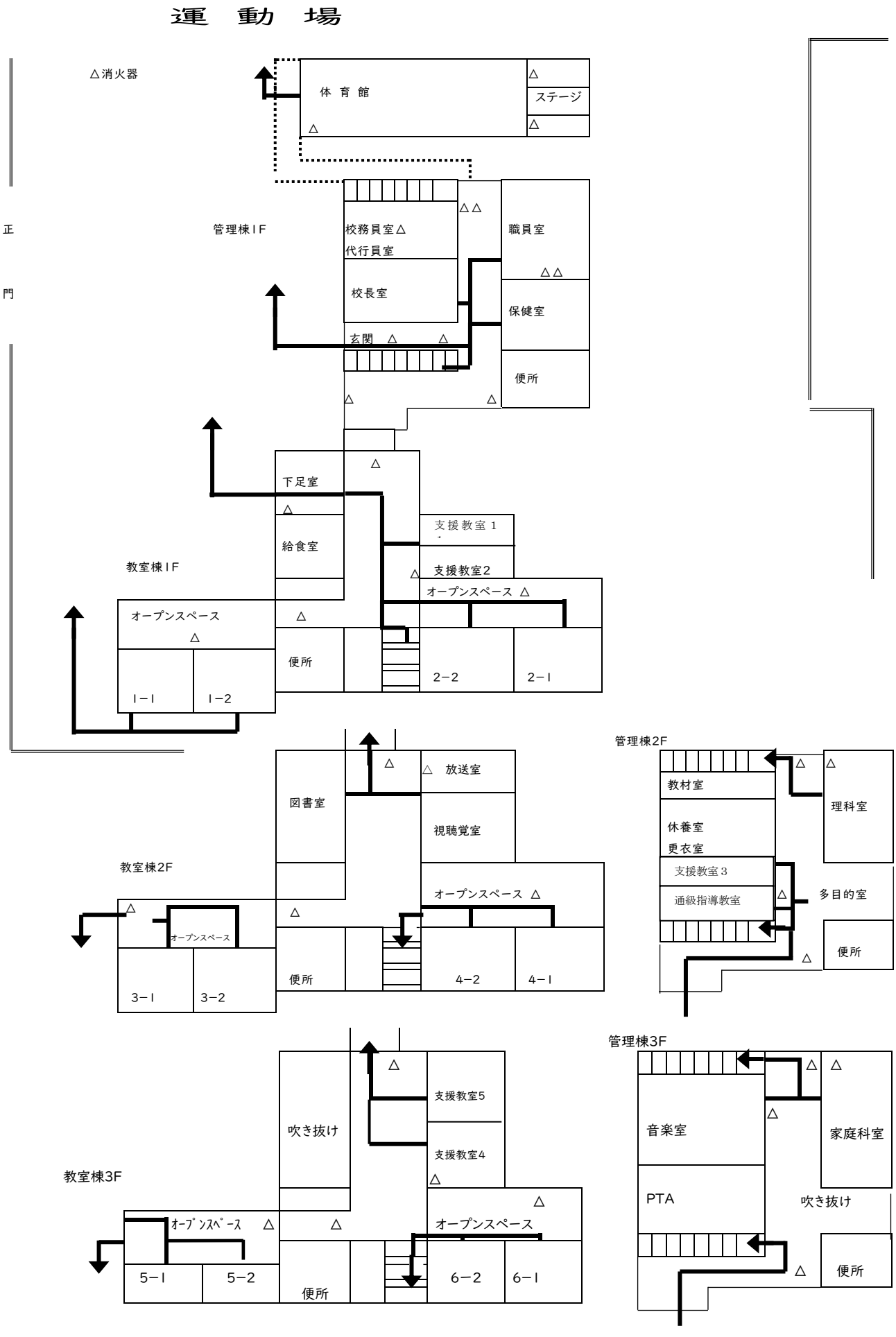
運　動　場
△消火器
体 育 館
ステージ
正
門
管理棟1F
校務員室△
代行員室
職員室
校長室
保健室
玄関
便所
下足室
給食室
支援教室1
支援教室2
教室棟1F
オープンスペース
1−1
1−2
2−2
2−1
図書室
放送室
視聴覚室
教室棟2F
3−1
3−2
4−2
4−1
管理棟2F
教材室
理科室
休養室
更衣室
支援教室3
通級指導教室
多目的室
吹き抜け
支援教室5
支援教室4
教室棟3F
5−1
5−2
6−2
6−1
管理棟3F
音楽室
家庭科室
PTA

12. 学校防犯計画（不審者対応）

（1）不審者対策侵入等緊急避難誘導計画

〇基本的なこと

普段から、職員は校舎内で職員以外の人には挨拶をし、名札を付けていない人を見たら、「何かご用ですか。」と確認すること、児童は職員に知らせることを徹底する。

〇非常時の動き　　（●第１発見の職員　　★他の職員）

Ⅰ名札をしていない人を見たら、

●「何かご用事ですか。」と声をかける。（児童は教師に伝える。）

↓　　↓

名札をつけたら、問題はない。→案内　　応じない。→退去を求める。

↓退去を拒否

●職員室へ案内する。（前を歩かない。半身の体勢で歩く。）

↓案内中にも他の職員に連絡を取り複数で対応

管理職が対応する。

↓

必要であれば１１０番通報を指示　教育委員会に支援要請

Ⅱ明らかに不審者と見られる人物を、教室のあたりで見かけたら、

●児童の人数確認（トイレにいる子・保健室にいる子・支援学級にいる子などを確認）

できそうなら●職員室に電話をする。

●となりの学年に施錠するよう伝える。タブレット等を使って情報を発信する。

↓

●オープンのドアの溝につっかえ棒を渡す。オープン施錠。教室の施錠。

（非常ベルが鳴った後、すぐに放送が流れない場合、不審者のケースを想定して動く）

★オープンにつっかえ棒・施錠、教室施錠

※火災であればすぐに放送が鳴る

↓

●職員室に連絡、状況を伝える。

（職員室）１１０番　連絡（教頭）

市教委児童生徒支援室・内線１５−８０２１

↓

放送をかけ、他の学年にオープンと教室の施錠を呼びかける（教頭）

「明倫放送です。オープンの施錠をしてください。（　場　所　）です。」

↓

●★オープンにつっかえ棒・施錠、教室施錠（各教室担任）

机などでバリケードをして、警察が来るまでの5分間、児童の安全を守る。

（不審者が児童の近くまで来た場合は、さすまたやほうきでつく、消火器などで対応。）

※現場へ向かうのではなく、児童を近くに集め、不審者から児童を遠ざけることを考えて行動。

※普段から、校舎内の設備を頭に入れ、近くに消火器などの武器になるものを把握する。

※運動場でも、児童を近くに集め人数確認。バラバラに逃げさせない。

13.学校理科薬品などにおける事故等の処置について

(1)日常における管理上の留意事項

①薬品の使用に関しては、使用簿に記入し、1ヶ月ごとに薬品台帳に転記(R7より電子と紙にて管理)すること。

②1ヶ月ごとに定期点検をし、実際の数量と台帳との数量が合致しているかを確認する。

③使用簿および薬品台帳には日付、使用者の氏名を記入すること。

④薬品庫や準備室の施錠は使用者がすること。

⑤児童が準備室へ入る場合は、必ず教師同伴であること。

(2)事故が発生した場合の基本的な留意事項

◎薬品などにより身体的被害を受けた場合

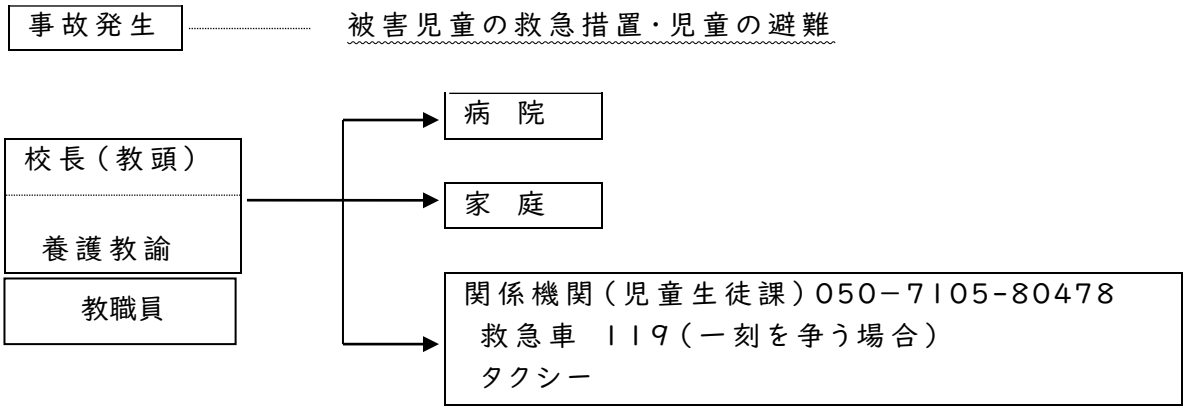

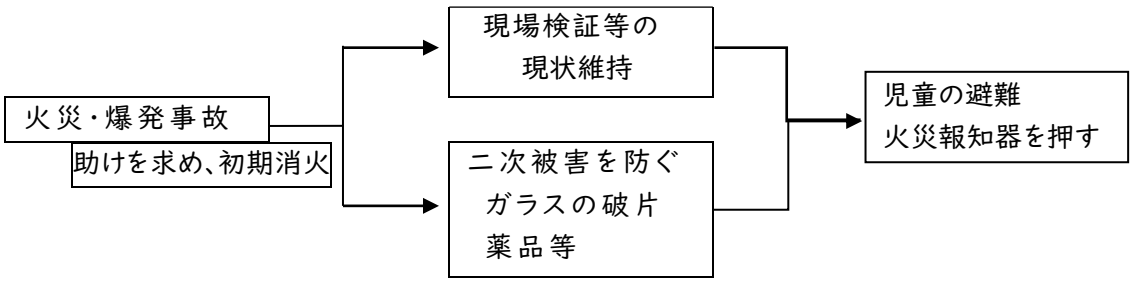

◎薬品紛失等の異常発見の場合

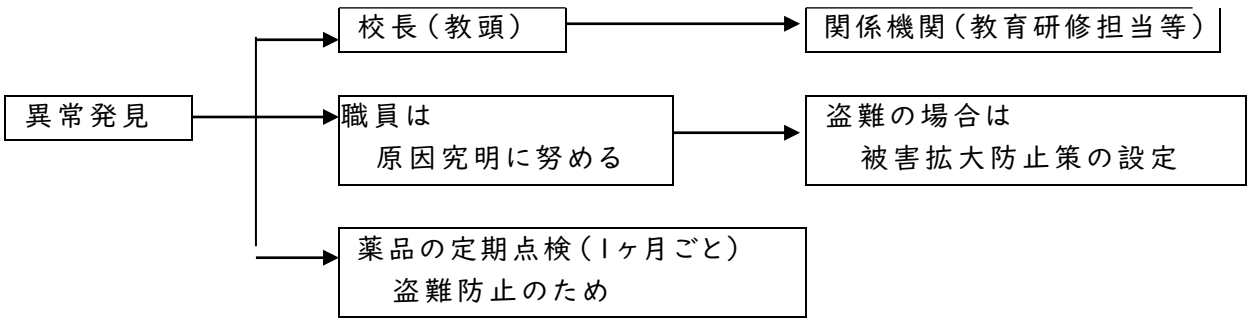

(3)使用時のトラブル防止のために

①誤飲した場合

・何をどれだけ飲んだのかを把握し、医師に伝える。吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。

A(塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア水、過酸化水素水)

救急車を呼ぶ　気道を確保し、横向きに寝かせる

B(メタノール)

救急車を呼ぶ　気道を確保し、横向きに寝かせる

吐瀉物によって窒息しないように注意する

②目に入ったとき　眼科に連絡　眼科医の診察を受ける

・洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする(20分以上)

・水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない(水の勢いが強いと、角膜を痛める。)

③皮膚・服についた場合

A(塩酸などがズボンにこぼれた場合)

・服の上から水を流す　病院に連れていく

B(水酸化ナトリウムがついた)

・水酸化ナトリウムは皮膚を溶かす

《皮膚についた場合》

・大量の水で流す　病院へ連れていく

・粒状の物は火傷しないように気をつける

(粒状の物　水に溶ける　発熱反応　火傷)

《服についた場合》

・粘膜の部分に触れないように気をつける　病院に連れていく

④ガス中毒の場合

・救急車を呼ぶ　換気のいい場所へつれていく

⑤火傷

・大量の水で冷やす(20分以上)

・火傷の状況に応じて病院に連れていく

14.プールの安全管理マニュアル

（1）施設管理について

〈プール使用開始前〉

① プール排（環）水口の蓋のネジ・ボルト等での固定状況、及び、排（環）水口の吸い込み防止金具等の設置状況について点検を行う。

②排（環）水口の蓋等の固定状況については、目視のみによる確認でなく、必ず触診、及び打診等により、蓋等の欠損、変形、ボルト等固定部品の欠落・変形がないかを確認する。

③主な確認事項

・プールサイドのコンクリート・タイルの破損の有無

・浄化装置、薬品注入装置が正常に作動していること

・更衣室は施錠でき、安全に整備されていること

・シャワー等は良好に整備されていること

・トイレの設備に破損はなく衛生的に管理されていること

・緊急時の連絡システム（インターホン）が正常に作動していること

④プール使用期間内での、プール水の入れ替え時においても、上記と同様の点検を行い報告する。

〈プール使用期間中〉

①プール使用中に、排（環）水口の蓋等がはずれた状態を発見したときには、直ちにプールの使用を中止し、対応策を講じる。

②プール使用期間中は、プールに関連するその他の施設・設備についても、常時、安全確認を実施する。

③使用しない時の出入り口の施錠を行うこと。また、薬品の管理が適切に行われているとともに保管場所には関係者以外は立ち入らないようにする。

④日よけ等により熱中症等を防ぐようにする。

⑤プール日誌が適切に記入されていることを確認する。

（2）安全指導について

〈監視体制〉

・常時、プールには3名以上で指導・監視すること。必要に応じて応援体制をとる。
1名は救助係、1名は職員室への連絡係、残り1名は他の児童の指導

〈入水基準〉

①水温、気温とも25℃以上（気温－水温が3～5℃以上が望ましい）

②天候が雨でないこと（雷が鳴ったら、直ちにあげること）

③光化学スモッグ注意報以上が発令されていないこと（予報は可）

④WBGT31℃未満であること

〈殺菌剤の投入〉

① 通常はスタートリクロン（R2）を使用する。

② プールを使用しない日も、朝、薬品を入れる。

③残留塩素濃度については、0.4～1.0PPMの基準をクリアするため、0.7PPMを確保すること。

④PHについては5.8～8.6（6.8～7.4が適当）

⑤残留塩素が不足する場合は、ネオクロリネーターの赤いブイを高めに設定する。

〈プール日誌の記入〉

①使用したらプール日誌に記入する。

②使用学年は、プール日誌に残留塩素濃度、PH、薬品量、気温、水温、入水人数、指導者等を点検、確認し記入する。

〈当番の仕事〉

朝・薬品投入、残留塩素濃度をチェック

・PH点検　　・水温、気温測定（職員室黒板に記入）プール日誌に記入

放課後

・トイレの清掃、トイレットペーパーの補充

・塩素の溶け具合の点検

〈事故発生時の対応〉

①吸い込み事故が発生した場合は、直ちに、ろ過装置の運転を止めること。

②人身事故が起きた場合は、以下の対応を行う。

・傷病者を救助し、安全な場所を確保する。

・適切な応急手当を行う（外傷等の確認、必要に応じてAEDを使用等）

・児童を速やかにプールサイドに避難させ人員点呼を行う。

・職員室、管理職への連絡（携帯電話）

・必要に応じて救急車の要請。

・管理職は事実確認、内容把握を行う。

・保護者への連絡、経過の記録を行う。

・教育委員会への報告

③その他

・基本的には、1名は救助係、1名は職員室への連絡係、残り1名は他の児童の指導に当たる。

〈感染症発生時の対応〉

・プールに起因すると考えられる感染症が発生した場合は、学校医、学校薬剤師、保健所等への連絡とともに指導助言を得て以下の措置をとる。

・さらに感染のおそれがある場合はプールを一時閉鎖する。

・必要に応じて健康診断等を行う。発生の原因を調査し、必要な改善措置をとる。

15. 熱中症対策について

以下の指針に則って対応を行う。

運動に関する指針

気温（参考）	暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 （激しい運動は中止）	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 （積極的に休息）	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 （積極的に水分補給）	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 （適宜水分補給）	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

日常生活に関する指針

温度基準（WBGT）	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 （31℃以上）	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 （28～31℃※）		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 （25～28℃※）	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 （25℃未満）	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※（28～31℃）及び（25～28℃）については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

16.校内における事故においてけがをした場合の対応について

（1）初期対応

①事故を発見した者はけがの状況を把握し、職員室もしくは保健室に通報する。

②本人や他の児童を安心させる。

③必要に応じて周りの教職員や児童に応援を依頼する。（通報、担架、AED等）

（2）応急処置と判断

①搬送が可能な場合は、保健室に搬送し応急処置を行うとともに救急搬送等の判断をする。

②頭部出血等で搬送が不可能な場合は、救急車の到着まで現場で応急処置を行う。養護教諭の見立てをもとに管理職が判断する。

③保護者への連絡をする。

（3）医療機関への搬送について

①緊急を要する場合

・校長（教頭）の判断により救急車を要請する。

FAX電話 119　IP電話 140―119

②その他

・校長（教頭）の判断によりタクシーで搬送する。タクシー券を使用する。（ないときは領収書をもらう）

・①②いずれの場合も速やかに保護者へ連絡する。

・救急病院

市立ひらかた病院	(072)847-2821
星ヶ丘医療センター	(072)840-2641
関西医科大学附属病院	(072)804-0101
田中外科	(072)848-8623
天の川病院	(072)847-2606

（4）医療機関への搬送をしない場合。

①直ちに受診の必要がない場合も児童の様子を注視するとともに、保護者への連絡を行う。

下校後も自宅で継続して様子を見ていただくことを伝える。

（5）緊急体制

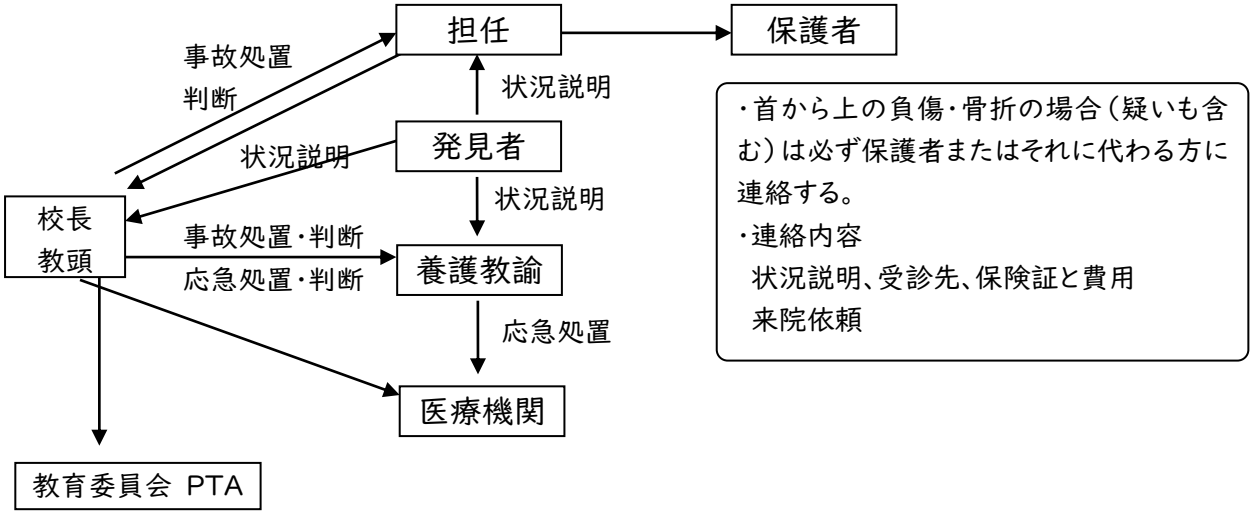

17. 食物アレルギー対応について

Ⅰ 給食における食物アレルギー対応

(1)アレルギー除去食実施までの手順(毎月)

<実施前月上旬>

「食物アレルギー対応確認用献立表」・「配合表」の保護者への配布

※給食担当教諭が、各担任を通して保護者へ配布する。

↓

【保護者の確認】

「アレルギー対応確認用献立表」にチェックを入れる

※保護者はアレルギーのある食品・献立の対応を記入し、学校へ返却

<実施前月中旬>

【学校の確認】

保護者がチェックを入れた「アレルギー対応確認用献立表」を再確認する

※担任は保護者から返ってきた「確認用献立表」に記入があるかを確認し、給食担当教諭に渡す。

※給食担当教諭は保護者から返ってきた「確認用献立表」を確認する。
チェックもれ等があれば、給食担当教諭は保護者と連絡を取る。

<実施月前々日まで>

※給食担当教諭は、「確認用献立表」を3部コピーし、原本は教室でのチェック用として担任に渡す(1年間ファイルで保管)。

※コピーした 3 部は、①保護者に返送する ②職員室アレルギー関係の掲示板に掲示する。
③調理場へ連絡便で送る。(除去食対応児童分のみ)

<実施当日> **除去食実施**

(2)除去食・代替食・欠食などの対応方法

学級担任は、給食配膳室に行く前に、毎日教室で「確認用献立」を見る。

【給食調理場から除去食がある場合(かきたま汁・エビなど)】

学級担任は、給食配膳室のコンテナ内にあるアレルギー除去食専用のジャーの上に添付されている「食缶番号」「学年・クラス・氏名」「献立名」を記した用紙を確認して取り出し、教室へ持って行く。

【代替食持参の場合】

「確認用献立表」を見て、児童が代替食を持って来ているかを確認する。(「持参」と書かれている)

【欠食の場合(牛乳・パン・おかずなど)】

「確認用献立表」を見て、児童の机に誤って配膳されていないかを確認する。

(3)　教室での指導について

①【クラスの児童への事前指導】

＜人権の立場からの指導＞＊クラスの児童への理解、思いやり等の指導

＊食べない　＊食べさせない　＊こぼさない　など具体的な指導

②【アレルギー対応の有無の確認】

・「アレルギー対応確認用献立表」は、担任以外にも分かるよう、教室前入り口側商黒板に掲示する。毎日、給食実施前に確認し、担任確認欄にチェックを入れる。特に、除去食の提供がない日のアレルゲンとなる食材に注意する。

・学級担任が、出張などで給食指導にあたれない場合は、「自習計画表」に対応児童や食材の内容を記入する。

・「いただきます」の挨拶の前に、日直児童または担任から、本日の給食のアレルギー対応について報告し、他の児童に意識付けを図る。「今日の給食には○○（確認用献立表に■△×のついた食材）があるので気をつけましょう。」など

チェックのポイント

〈除去食がある場合〉・調理場除去食が正しく配膳されているか。
・誤って通常食が配膳されていないか？
〈欠食の場合〉　・欠食されるべき献立が誤って配膳されていないか？
〈代替食持参の場合〉・必要な代替食を持参しているか？
◆その他、特に配慮すべき事項が守られているか？

③【おかわり】

・アレルギー対応児童が、アレルギー対応のある日におかわりをする日は、担任が気をつけておかわりの配膳をする。（アレルゲンとなる食材が児童の口に入ることのないように）

④【配膳時の配慮】

・除去食を教室に搬入したら、札をつけたまま、除去食対応児童の机に置き、食器への移し替　えは、除去食対象児童自身がおこなう。（低学年は担任がすることもある）

・アレルギー対応のある日は、アレルギー対応児童の給食は、*一番に配膳する*か教師が配膳するなど配慮する。（まちがって通常食が配膳されることのないように）

⑤【席の配慮】

・アレルギー対応児童の状態によって、席を考慮する。教師の横、出入り口の近く　など

⑥【給食当番の配慮】

・除去食対応児童が給食当番にあたる場合、保護者と相談して割り当てを考慮する。
牛乳アレルギーのある児童には牛乳の当番を割り当てない　など

⑦【掃除当番の配慮】

・接触によりアレルギー反応が出る場合は、教室やオープン以外の場所を割り当てる、掃き掃除のみにする、などの配慮をする。

(4) 別室で給食を食べる場合の対応について

【4時間目終了後】

オープンへ移動する。

【配膳中】

オープンで配膳を待つ。教師が食物アレルギー対応献立表を見て、給食の準備をしておぼんにのせる。除

去食がある日は、容器を受け取り、移し替えるための大おかずの食器を準備する。

【別室へ移動】

アレルゲンとなる食材の食缶と児童が接触しないように別室へ移動する。

【食事中】

担当教員の給食に、アレルゲンとなる食材が含まれている場合、席を離して接触しないようにする。

【給食終了後】

担当教員は、食べ終わった食器を給食配膳室まで返しに行く。

児童本人は、教室棟には近づかない。

【掃除】

児童本人には、管理棟の掃除を割り当てる。

【5時間目】

児童は、教室にもどる。教室でアレルゲンとなる食材がこぼれている日は、児童の様子に変わりがないか、教員が注意深く観察する。かゆみがひどく出るなど症状があるようなら、保健室で診てもらったり、別室で過ごすように対応する。

(5)緊急時の対応

【除去食が運ばれてこなかった場合】

学級担任は通常食を食べさせない。給食担当教諭に速やかに連絡する。

給食担当教諭は、その日の対応児童の除去食対応の有無を確認する。

●除去食がある場合　調理場に連絡を取る。

●除去食チェック忘れなどで提供されない場合

保護者に連絡→当日の他の献立が食べられるか確認

→食べられれば、多めに提供することを伝える。

【代替食の持参を忘れた場合】

学級担任は保護者に連絡→当日の他の献立が食べられるか確認

→食べられれば、多めに提供することを伝える。

【卵・牛乳の入ったおかずや牛乳がこぼれた時の対応】

●学級担任

・アレルギー対応児童をこぼれた場所から遠ざける。

・職員室の教員に知らせる。

・液体を床に広げないようにすばやくふき取る(ペットシートなど)。水スプレーをかけて押さえるようにふく。換気する。ふいたペットシート・ぞうきんは、洗わずにビニール袋に入れ、口をしばって校務員室入口のゴミ箱に捨てる。

・卵・牛乳のついた服や給食ナフキンはすぐにビニール袋に入れ、口をしばって児童に持って帰らせ、水道で洗わせない。服などについたまま児童を歩かせない。教室やオープン、廊下などに牛乳・卵を移動させない。

・給食がこぼれた日は、以後のアレルギー対応児童の様子を注意深く観察し、かゆがるなどの普段と変わった様子が見られないかを確認する。

※児童本人が除去食をこぼした場合、通常食を渡さないよう注意する。

●給食担当

・アレルギー対応の必要な学級に知らせる。　・教室の処理の応援・確認。

【触れてしまった・食べてしまった・症状が出てしまった時】

ア 軽症の場合→担任が付き添って保健室へ

イ重症の場合→その場で安静にして担任は連絡を依頼

別紙『アレルギー発症時の緊急対応マニュアル』参照

＝緊急時対応グッズの保管場所＝

●健康管理個人票、アレルギー管理指導票、エピペン
→職員室前キャビネット　　→職員室　前の保健ボックス

●AED・担架　→職員玄関

●連絡先カード　→職員室　前の保健ボックス

●食物アレルギー対応確認用献立表　→職員室　アレルギー関係の掲示板

給食以外の対応（調理実習、校外学習、宿泊学習等）

【実施当日まで】

・担当者は、利用施設へアレルギー対応をお願いする。
・担当者は、実施2週間前までに、保護者へアレルギーの確認をお願いする。（成分表、配合割合表など）
・担当者は、養護教諭・給食アレルギー担当教諭と関連食材にアレルギーをもつ児童をピックアップし、実施日までにチェックを行う。
・担当者は、学校保管のエピペンを持ち出すのかどうか、学級担任は事前に保護者と打ち合わせをしておく。
・担当者は、当日までに対応が必要な児童に配慮した活動を計画する。（おかずの交換禁止、教員のそばで食べる、活動場の責任者との打ち合わせなど）

【実施日】

・担当者・養護教諭・給食アレルギー担当教諭は、参加児童の体調の変化に注意し、もし体調不良を訴えた場合、アレルギーとの関連性を考慮して体調の観察を行う。
・担当者は、保存食として原材料（調味料・缶詰以外の食材。野菜は洗浄する前のもの）と、調理済み食品をそれぞれ50g程度ビニール袋に採取し、密封して冷凍庫で2週間保存する。（調理実習）

【実施後】

・担当者は、対応が必要となった食材や対応内容等についてアレルギー対応児童カルテに記録し、次年度へ引き継ぐ。
・担当者は、上記をアレルギー対応委員会と共有する。
・担当者は、実施から2週間後、冷凍している保存食を廃棄する。（調理実習）

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

発見者が行うこと
① 子どもから目を離さない、ひとりにしない
② 助けを呼び、人を集める
③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

アレルギー症状

全身の症状
- 意識がない
- 意識もうろう
- ぐったり
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- のどや胸が締め付けられる
- 咳
- 息がしにくい
- ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状
- 腹痛
- 吐き気・おう吐
- 下痢

皮膚の症状
- かゆみ
- じんま疹
- 赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状
- 顔面の腫れ
- 目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- 口の中の違和感、唇の腫れ

緊急性が高いアレルギー症状はあるか?
5分以内に判断する
B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

ない → 内服薬を飲ませる
↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する
↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する
F 症状チェックシート

ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

① ただちにエピペン®を使用する C エピペン®の使い方
② 救急車を要請する(119番通報) D 救急要請のポイント
③ その場で安静にする
④ その場で救急隊を待つ
⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

エピペン®が2本以上ある場合
反応がなく呼吸がない
→ 心肺蘇生を行う
E 心肺蘇生とAEDの手順

反応がなく呼吸がない
→ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペン®を使用する
C エピペン®の使い方

A 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

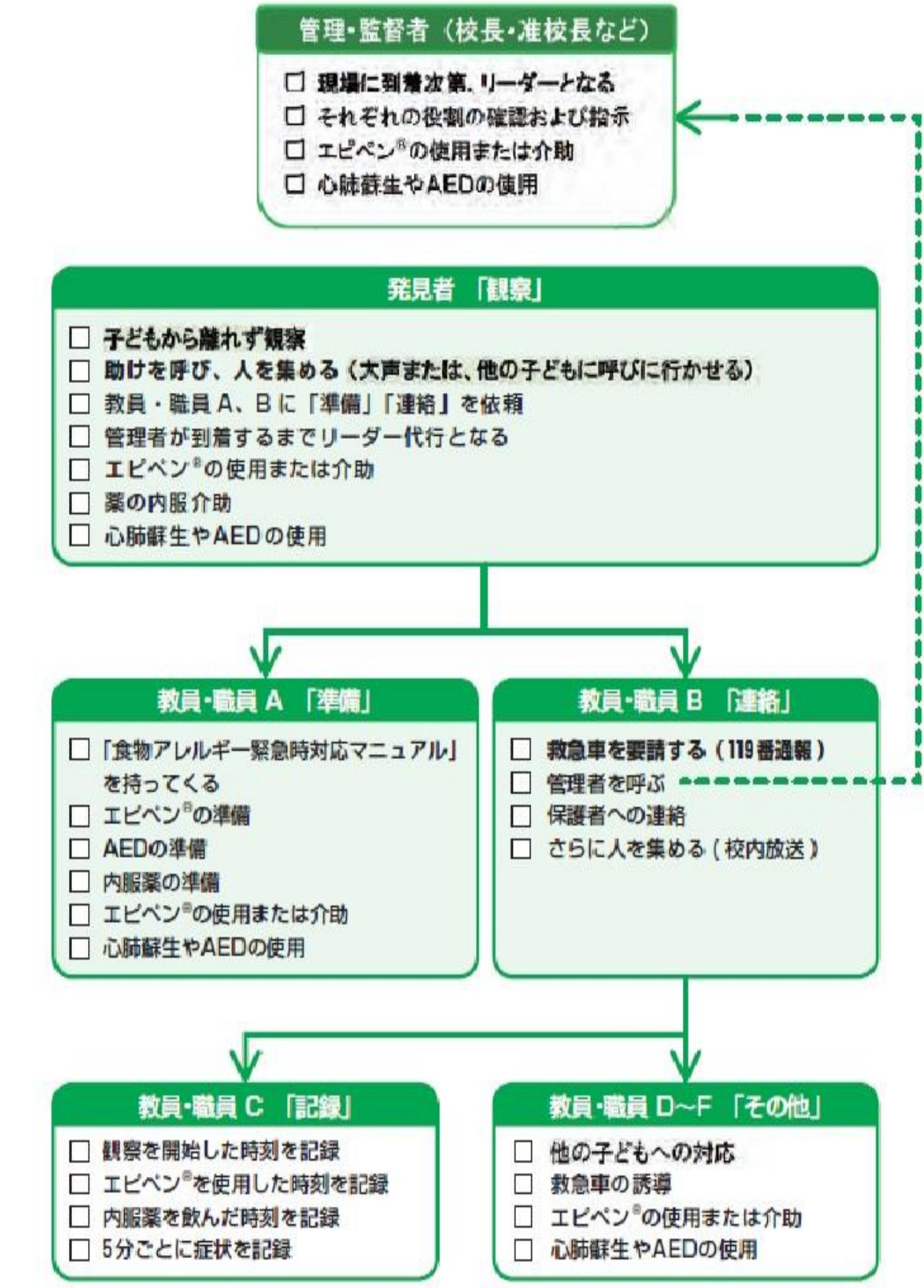

18. 全国瞬時警報システム（Jアラート）

月曜日の午前10時、近隣国から弾道ミサイルが発射されたとの全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達があった。

発生からの対応のポイント

ミサイル発射情報直後の対応・緊急避難

【Jアラートによるミサイル発射時の情報伝達】
①「*ミサイル発射。ミサイル発射。○○からミサイルが発射された模様。建物の中、又は地下に避難してください。*」

（1）　校長は、警報の内容を早急に教職員・児童生徒に伝え、直ちに避難行動をとるように指示する。

【屋外にいるときの行動例】

・すぐに屋内に避難する。その際、できるだけ窓から離れる、できれば、窓のない場所へ避難する。

【屋内にいるときの行動例】

・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない場所へ移動する。

（2）校長は、防災行政無線や緊急速報メール等により、正確かつ迅速な情報収集を行う。教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。

日本の領土・領海に落下する可能性があると判断された場合

日本の領土・領海にミサイルが落下する可能性があると判断された場合は、①に引き続き、次のように、ミサイル落下の情報伝達がある。

②「*直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中に、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。*」

③「*ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが○○地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので引き続き屋内に避難してください。*」

（1）　校長は、被害の状況を確認し、負傷者等がいる場合は、直ちに応急処置（必要に応じて救急搬送の依頼）を行う。

（2）　児童生徒を落ち着かせ、不安を払拭する。

（3）　続報を確認し、その後の対応を市町村危機管理部局の指示により決定する。

（4）　被害状況を正確に把握し、児童生徒の安全確認後、速やかに保護者と連絡をとる。可能な場合は、引渡しを行う。

（5）　教育委員会へ、被害の状況や学校の対応を報告する。

日本の領土・領海の上空を通過した場合

日本の領土・領海の上空をミサイルが通過した場合は、①に引き続き、次のようにミサイル通過の情報伝達がある。

②「*ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。*
不審な物を発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

（1）　学校敷地内及び周辺に落下物等がないか確認するとともに、安全を確認し避難態勢を解く。

（2）　児童生徒に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人に知らせるよう指導する。

日本の領域外の海域に落下した場合

（1）　安全を確認し避難態勢を解く。
（2）　児童生徒に対し、不審な物を見つけたら、絶対に近寄らず、警察や消防、近くの大人に知らせるように指導する。

日本の領域外の海域にミサイルが落下した場合、次のように落下場所等についての情報伝達がある。
②「先程のミサイルは、〇〇海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

安全指導（教育）、安全管理、組織活動（研修を含む）の充実

安全指導（教育）

（1）　児童生徒等の実態に応じた安全指導を行う。
（2）　児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。

安全管理

（1）　当該自治体の国民保護計画、国民保護ポータルサイト等を参考に、学校及び地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。
（2）　Jアラート等を通じた緊急情報が発信された際の臨時休業等の対応について、学校の設置者と協議の上あらかじめ定めておく。
（3）　始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登校中または既に登校している児童生徒については、適切な避難行動をとるようあらかじめ注意喚起をしておく。

組織活動（研修を含む）

（1）　Jアラート等を通じた緊急情報が発信された際の児童生徒等の安全確保等の方策について、危機管理マニュアルをもとに、全職員で共通理解を図っておくこと。
（2）　学校の設置者や市町村の危機管理部局との連携を図ること。
（3）　地域や関係機関と連携した非難訓練を推進すること。

関係法令等
・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

枚方市教育委員会
平成29年11月8日

Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の２点について変更しています。
①市立学校園を対象としています。
②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30ｋｍ）」を含ませています。

Ⅰ　あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

１　幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策
下記「Ⅱ　Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

２　幼児児童生徒等の安否確認方法
自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

Ⅱ　Ｊアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※　幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

１　速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合　⇒　できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合　⇒　物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合　⇒　窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞
○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。
○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集
Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。
行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

２　登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30ｋｍ）または大阪府域外に落下した場合
⇒　Ｊアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30ｋｍ）または大阪府域内に落下した場合
⇒　Ｊアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合
⇒　決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

19.原子力発電所事故について

体制

（指揮）校長
（通報連絡）教頭･事務
（緊急対策本部）校長･教頭･首席･学年主任

事前の危機管理

（事前指導）地震想定時と同様に、児童の避難、下校体制をとれるよう教職員に周知する。
（訓練）暴風、地震の訓練に準ずる。

発生後または通報後

（直後）
・地震と連動した場合・・・地震対応に準ずる。
・単体事故の場合・・・・・関係機関と連携し、速やかに保護者に連絡し、お迎えや避難等を指示する。

（時間が経過し、放射濃度が高くなった場合）
・建物内に避難し、できる限り外気を遮断する。
・対策本部からの指示内容によっては、児童に支援学級、保健室のシャワーを浴びさせる。
・保護者との連絡をとる。
・関係機関の救助を待つ。児童の保護。精神的な安定を保つため、担任とその他の教職員で対応する。
・ヨウ素剤の配給があれば、指示通り、児童を優先し、服用させる。

（長時間にわたる避難が必要な時）
・対策本部の指示を受け、対応する。
・教職員は、校区自主防災会との連携に努め、地域住民、保護者、児童などの避難者全体
の奉仕にあたる。

２０．校外学習における児童の安全について

（１）校外学習までの安全について
・校外学習の下見については、安全面についても十分に把握に努める。
下見後、安全面において気になる点があった場合は、直ちに管理職に報告する。
・校外学習のしおりは一週間前には「マナー」「注意事項」を記載し事前指導を行う。
・グループ学習を実施する場合は、万一の事態に備え、児童に危険回避の対応方法を指導しておく。
・職員室に校外学習のしおりを掲示する。
・管理職が出張の日に、校外学習を設定しないことを基本とする。
・引率については前例踏襲、当該年度の児童の実態に応じて人数を設定する。

（２）校外学習当日の安全について
・校外での緊急連絡は学校の持ち出し専用携帯電話を活用する。
・出発前に出席確認を行い、当日欠席児童がいた場合は、欠席カードに記入してから出発する。
・校区めぐりなど、保護者の協力を依頼する場合は保護者参加リストを作成する。
・万一の事態が発生した場合は、引率責任者を中心に速やかに役割分担を行い、対応する。
・児童の体調を把握する。（朝の健康観察、児童の顔色、連絡帳等）

（３）校外学習後の安全について
・校外実習後の児童の安全について気になる点があった場合は、管理職に報告する。
・安全について気になる点は、次年度へ引き継ぐ（申し送り）。

２１．運動会における児童の安全について

（１）運動会の受付体制について

・ＰＴＡ本部を中心に受付を依頼する。
・運動会当日は、入校証の着用をお願いする。（忘れた場合は、受付にて名前を確認後臨時入校証を渡す）

（２）緊急時の対応について

・挙動不審者を発見した場合は、直ちに本部テント（管理職）に報告する。
・連絡を受けたら、２名以上の教職員で現場対応に当たる。
・近くに児童がいる場合は近づかないように冷静に対応し、校外に退去または職員室に連れて行く。
・不審者が暴力的に行為に出た場合は、大声で危険を知らせ、間合いをとりながら、椅子等を使い防ぐ。一人は直ちに本部（管理職）に報告する。
・本部（管理職）は運動会を中止し、緊急放送に切り替える。また、放送で児童に避難誘導指示を出す。

（例文）「只今、校内で緊急事態が発生しました。直ちに児童の皆さんは〇〇へ避難してください。先生方は〇〇を囲み侵入に備えてください。保護者の皆様は避難誘導にご協力ください。すでに教職員が緊急事態の対応をしていますので、落ち着いてこの放送の指示に従ってください」

（３）避難誘導場所は運動場中央（開会式の体制）に集まり、１運動場西（留守家庭児童会付近）、２運動場北（体育倉庫付近）、３運動場東（サッカーゴール付近）、４運動場南（体育館付近）、体育館に避難する。

２２．授業参観における児童の安全について

（１）受付体制

・正門のみ使用する。
・参観当日は、保護者に入校証の着用をお願いする。（忘れた場合は、受付にて名前を確認後臨時入校証を渡す）

（２）不審者が侵入した場合

・不審者が侵入した場合は、直ちに職員室に連絡し、残りの職員で不審者が児童、授業参観中の教室等に近づかないようにする。または、職員室内に誘導する。
不審者が侵入した時点で「学校危機管理マニュアル」のとおりに対応する。
・児童の安全を最優先する。
・緊急放送が流れた場合は、児童、保護者が動揺しないように、状況説明と保護者へ協力を依頼する。

（３）その他

・詳細については「学校危機管理マニュアル」のとおりに対応する。